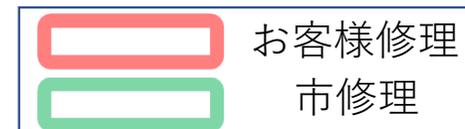


一戸建て住宅の場合

施設所有

修理区分



市負担

道路から止水栓までの漏水

道路

宅地

これより宅地側は
お客様負担

お客様負担

止水栓以後の漏水

給水管
(お客様所有)

止水栓

メーター
(市貸与)

配水管
(市所有)

※コンクリート・タイルなどの舗装
や植栽等の管工事以外の負担はお客様
となります。

